

地域未来投資促進法に係る 地域経済牽引事業計画 作成について

地域未来投資促進法（平成29年7月31日施行）のポイント

- ・地域の特性を活用し、高い付加価値を創出する「地域経済を牽引する事業（地域への経済波及効果が期待できる事業）」を実施する民間事業者の支援
- ・サービス業等の非製造業を含む幅広い事業を対象とした支援措置を講じます
- ・国の同意を受けた基本計画（静岡県・静岡市・浜松市・牧之原市が作成）に基づいて、事業者が作成した地域経済牽引事業計画を県が承認 ※静岡市・浜松市・牧之原市は、権限移譲により市が承認

地域経済牽引事業計画作成のポイント

静岡県の6つの基本計画に合致する事業かどうか

付加価値創出額が4,754万円を上回る設定が必要

実施計画期間は、5年を超えない範囲

静岡県基本計画に設定された「経済的効果」から目標設定



事業計画が承認された場合の主なメリット

1. **減 税**（国への申請（先進性の確認）が別途必要。機械装置や建物に対する特別償却又は税額控除を受けることができる。）

課税特例の内容・対象（適用期間：令和5年3月31日まで）

対象設備	特別償却 又は 税額控除	
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・付属設備・構築物	20%	2%



税額控除はその事業年度の法人税額の20%が上限です。

2. **国補助事業の優遇等**（国の補助制度における審査上の加点・優遇等 例：IT導入補助金）
3. **信用保証協会の保証枠拡大**（普通保険2億円、無担保保険8千万円の一般枠に同額の特例保証枠を拡大）

静岡県の6つの基本計画とは

01

下記の基本計画に合致する事業かどうか

- ①県内の医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連、航空宇宙関連、C N F 関連、次世代自動車関連等の産業集積を活用した
- ②県内のお茶、みかん等の多彩なふじのくに農芸品を活用した
- ③県内の I o T 技術を活用した
- ④県内の富士山、スポーツイベント等の観光資源を活用した
- ⑤県内の太陽光、温泉等の自然環境を活用した
- ⑥県内の富士山、お茶、伊豆地域の温泉等の観光資源を活用した

- 成長ものづくり分野
- 農林水産分野
- 第4次産業革命分野
- 観光・スポーツ分野
- 環境・エネルギー分野
- ヘルスケア産業分野

付加価値創出額

02

付加価値額 = 売上高 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費 + 給与総額 + 租税公課

付加価値創出額は、事業計画最終年度において、計画前と比較し **4,754 万円※** を上回るような売上・利益目標を設定する必要があります。

※静岡県の1事業所あたりの平均付加価値額（平成24年 経済センサス - 活動調査）

実施期間 5年を超えない範囲で事業者が任意設定

03

静岡県基本計画「計画期間」は、H29年9月29日～令和5年3月31日であるが、実施計画期間が令和5年3月31日を超過しても、実施期間が5年を超えるければ、設定可能になりました。（2020年10月1日付で地域未来投資促進法 ガイドライン改正）

（例）5か年計画の場合 …… 令和4年4月1日～**令和9年3月31日**

静岡県基本計画に設定された「経済的効果」

04

下記の4項目から、1項目を選んで、目標設定

- ①事業所間での取引額が、開始年度比で2%以上増加すること
- ②事業者の売上が開始年度比で2%以上増加すること
- ③事業者の雇用者数が開始年度比で2%以上増加すること
- ④事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること



事業計画作成支援

05

静岡県産業振興財団の登録専門家が作成支援します（無料）！

事業計画（承認申請書）は、要点を押さえた文書構成での作成と売上目標額や付加価値創出額など、定量的な目標値の設定が求められ、作成に苦慮されるケースも少なくありません。そこで、登録専門家が申請サポートいたします。

